静岡県公安委員会規程第8号

高齢者講習の実施に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。 令和4年5月2日

静岡県公安委員会委員長 外 山 弘 宰

高齢者講習の実施に関する規程の一部を改正する規程

高齢者講習の実施に関する規程(平成10年静岡県公安委員会規程第4号)の一部を次のように改正する。

改正前

(講習の委託等)

- 第2条 講習は、法第108条の2第3項及び道路 交通法施行規則(昭和35年総理府令第60号。 以下「規則」という。)第38条の3の規定に基 づき、講習を行うのに必要かつ適切な組織、 設備及び能力を有する機関に委託して行うも のとし、具体的な委託の基準は、次に掲げる とおりとする。
 - (1) (略)
 - (2) 講習を行うために必要な建物、コース、 運転適性検査器材(動体視力検査器、夜間 視力検査器及び視野検査器)、<u>自動車等</u> (大型自動車、中型自動車、準中型自動 車、普通自動車、大型自動二輪車、普通自 動二輪車及び原動機付自転車)、教本、視 聴覚教材その他の設備を有すること。

なお、積雪等により、実車による指導が 困難となる場合があるところについては、 運転シミュレーター(四輪車用<u>及び二輪車</u> 用)を有すること。

- (3) (4) (略)
- (5) <u>その講習</u>を行うことによって、講習の適 正かつ確実な実施を阻害することとならな いこと。
- (6) (略)
- 2 (略)

(高齢者講習指導員の要件)

第4条 高齢者講習指導員は、次に掲げる要件 を備えた者でなければならない。 改正後

(講習の委託等)

- 第2条 講習は、法第108条の2第3項及び道路 交通法施行規則(昭和35年総理府令第60号。 以下「規則」という。)第38条の3の規定に基 づき、講習を行うのに必要かつ適切な組織、 設備及び能力を有する機関に委託して行うも のとし、具体的な委託の基準は、次に掲げる とおりとする。
 - (1) (略)
 - (2) 講習を行うために必要な建物、コース、 運転適性検査器材(動体視力検査器、夜間 視力検査器及び視野検査器)、<u>普通自動</u> 車、教本、視聴覚教材その他の設備を有す ること。

なお、積雪等により、実車による指導が 困難となる場合があるところについては、 運転シミュレーター(四輪車用)を有する こと。

- (3) (4) (略)
- (5) <u>その業務</u>を行うことによって、講習の適 正かつ確実な実施を阻害することとならな いこと。
- (6) (略)
- 2 (略)

(高齢者講習指導員の要件)

第4条 高齢者講習指導員は、次に掲げる要件 を備えた者でなければならない。

- (1) 年齢25歳以上の者であること。
- (2) 講習における指導に用いる<u>自動車等</u>を運転することができる免許(仮運転免許を除く。)を現に受けている者であること。
- ③ 次のいずれにも該当しない者であること。
 - ア 運転適性指導(法第108条の4第1項第 1号の運転適性指導をいう。以下同じ。) について不正な行為をしたため運転適性 指導員、高齢者講習指導員、違反者講習 指導員又は停止処分者講習指導員のいず れかの職を解任された日から起算して<u>2</u> 年を経過していない者
 - イ 法第117条の2の2第12号の罪を犯し罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなった日から起算して<u>2年</u>を経過していない者
 - ウ 自動車等の運転に関し自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律(平成25年法律第86号)第2条から第6条までの罪又は法に規定する罪(イに規定する罪を除く。)を犯し禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなった日から起算して2年を経過していない者
- (4) 次のいずれにも該当する者であること。 ア (略)
 - イ 自動車の運転に関する技能及び知識の 指導に関し、次のいずれかに該当する者 であること。ただし、受講者の利便を図 るため高齢者講習を過疎地、辺地等を含 む地域に存する場所において実施する必 要がある場合は、この限りでない。

- (1) 年齢21歳以上の者であること。
- (2) 講習における指導に用いる<u>普通自動車</u>を 運転することができる免許(仮運転免許を 除く。)を現に受けている者<u>(運転免許の効</u> 力が停止されている者を除く。)であること。
- (3) 次のいずれにも該当しない者であること。
 - ア 運転適性指導(法第108条の4第1項第 1号の運転適性指導をいう。以下同じ。) について不正な行為をしたため運転適性 指導員、高齢者講習指導員、違反者講習 指導員又は停止処分者講習指導員のいず れかの職を解任された日から起算して3 年を経過していない者
 - イ 法第117条の2の2第12号の罪を犯し罰 金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなった日から起算して3年を経過していない者
 - ウ 自動車等の運転に関し自動車の運転に より人を死傷させる行為等の処罰に関す る法律(平成25年法律第86号)第2条か ら第6条までの罪又は法に規定する罪 (イに規定する罪を除く。)を犯し禁錮以 上の刑に処せられ、その執行を終わり、 又はその執行を受けることがなくなった 日から起算して<u>3年</u>を経過していない者
- (4) 次のいずれにも該当する者であること。 ア (略)
 - イ <u>普通自動車</u>の運転に関する技能及び知識の指導に関し、次のいずれかに該当する者であること。ただし、受講者の利便を図るため高齢者講習を過疎地、辺地等を含む地域に存する場所において実施する必要がある場合は、この限りでない。

- (7) 普通自動車を用いた講習を指導する 高齢者講習指導員については、普通自 動車に係る教習指導員資格者証の交付 を受けている者又は普通自動車に係る 届出教習所指導員課程を修了した者 で、自動車の運転に関する技能及び知 識の教習に従事した経験の期間がおお むね1年以上あるもの
- (4) 二輪車(自動二輪車及び原動機付自 転車をいう。以下同じ。)を用いた講習 を指導する高齢者講習指導員について は、大型自動二輪車若しくは普通自動 二輪車に係る教習指導員資格者証の交 付を受けている者又は大型自動二輪車 若しくは普通自動二輪車に係る届出教 習所指導員課程を修了した者で、自動 車の運転に関する技能及び知識の教習 に従事した経験の期間がおおむね1年 以上あるもの
- (<u>ሰ</u>) 公安委員会が<u>自動車</u>の運転に関する 技能及び知識の指導に関し<u>(ア)又は(イ)</u>に 掲げる者と同等以上の技能、知識及び 経験を有すると認める者
- (5) 次のいずれかに該当する者であること。 この場合において、平成21年6月1日以前 に高齢者講習指導員であった者にあっては 公安委員会が指定する研修(認知機能検査 導入に伴うもの(平成21年6月1日以前に 行われたものを含む。))及び道路交通法の 一部を改正する法律(平成27年法律第40 号。以下「改正法」という。)の施行に伴う 補充講習を、平成21年6月2日以降に高齢 者講習指導員の資格を取得した者で、改正 法施行前の高齢者講習指導員であったもの にあっては改正法施行に伴う補充講習を受 けていること。

(7) 普通自動車に係る教習指導員資格者 証の交付を受けている者又は普通自動 車に係る届出教習所指導員課程を修了 した者で、<u>普通自動車の</u>運転に関する 技能及び知識の教習に従事した経験の 期間がおおむね1年以上あるもの

- (4) 公安委員会が<u>普通自動車</u>の運転に関する技能及び知識の指導に関し、(7)に 掲げる者と同等以上の技能、知識及び 経験を有すると認める者
- (5) 次のいずれかに該当する者であること。 ただし、令和4年5月13日前にアに該当 し、又は令和4年3月31日以前にイに該当 した者については、道路交通法の一部を改 正する法律(令和2年法律第42号)の施行 に伴う運転技能検査員養成講習を受けてい なければならない。

ア (略)

イ 講習における指導に必要な技能及び知識に関する国家公安委員会が指定する講習(自動車安全運転センターが実施する新任運転適性指導員研修、運転適性講習指導員研修又は<u>高齢者講習指導員研修</u>)を終了した者

(高齢者講習指導員の承認等)

第5条 講習の委託を受けた機関(以下「講習受託機関」という。)は、高齢者講習指導員が前条に規定する要件を満たしていることについて公安委員会の承認を受けるものとする。この場合においては、講習指導員承認申請書(様式第1号)に当該高齢者講習指導員に係る次に掲げる書類を添付して申請するものとする。

(1)~(3) (略)

- (4) 履歴書用写真(申請前3月以内に撮影した無帽、正面3分身、無背景、<u>ライカ版</u>) 1枚
- (5) <u>教習指導員資格者証</u>の写し又は届出教習 所指導員課程修了証書の写し 1 通

(6) (略)

(7) <u>高齢者講習指導員研修等指導員課程修了</u> <u>証書</u>(運転免許に係る講習等に関する規則 第7条第2項第4号の規定に基づき、国家 公安委員会が指定する講習を定める件(平 成10年国家公安委員会告示第3号)に定め るものに限る。)の写し 1通

2 · 3 (略)

(講習の実施基準)

ア (略)

イ 講習における指導に必要な技能及び知識に関する国家公安委員会が指定する講習(自動車安全運転センターが実施する新任運転適性指導員研修、運転適性講習指導員研修又は運転技能検査員・高齢者講習指導員研修(令和3年度まで実施していた高齢者講習指導員研修を含む。))を終了した者

(高齢者講習指導員の承認等)

第5条 講習の委託を受けた機関(以下「講習 受託機関」という。)は、高齢者講習指導員が 前条に規定する要件を満たしていることについて公安委員会の承認を受けるものとする。 この場合においては、講習指導員承認申請書 (様式第1号)に当該高齢者講習指導員に係る次に掲げる書類を添付して申請するものとする。

(1)~(3) (略)

- (4) 履歴書用写真(申請前3月以内に撮影した無帽、正面3分身、無背景、<u>ライカ判</u>)1枚
- (5) <u>普通自動車に係る教習指導員資格者証</u>の 写し又は<u>普通自動車に係る</u>届出教習所指導 員課程修了証書の写し 1 通
- (6) (略)
- (7) 新任運転適性指導員研修、運転適性講習 指導員研修又は運転技能検査員・高齢者講 習指導員研修(令和3年度まで実施してい た高齢者講習指導員研修を含む。)を終了し たことを証する書類の写し 1通
- (8) 運転技能検査員養成講習を終了したこと を証する書類の写し 1通
- 2 3 (略)

(講習の実施基準)

- **第7条** 講習は、規則第38条第12項の規定に基づき次に掲げるとおり行うものとする。
 - (I) 講習は、規則第38条第12項第2号の表の 1の項の第1欄に定める講習、同表の2の 項の第1欄に定める講習、同表の3の項の 第1欄に定める講習及び同表の4の項の第 1欄に定める講習に区分して行うものとす る。
 - ② 講習は、静岡県警察本部長が別に定める 「高齢者講習の講習科目及び時間割り等に 関する細目」に準拠して、視聴覚教育方法 により行うものとする。

(3) 講習は、受講者に高齢者講習用教本その 他講習に必要な資料を配布して行うものと する。

(4) 学級編成の基本

ア 学級の編成

1学級の編成は、講習効果が上がるよう適正な人数で編成することとし、運転 適性検査器材による指導及び実車による 指導については、免許種別に応じ、四輪 車又は二輪車ごとに1グループ3人以内 とすることとする。 第7条 講習は、規則第38条第12項の規定に基づき次に掲げるとおり行うものとする。

(1) 講習時間

講習時間は、2時間(法第71条の5第3 項に規定する普通自動車対応免許以外の運転免許のみを受けている者及び道路交通法施行令(昭和35年政令第270号)第34条の3 第4項又は第37条の6の3の基準に該当する者に対する講習は、1時間)とする。

② 学級編成等

- ア 1学級の編成は、講習効果の上がるよ う適正な人数で編成すること。
- イ 運転適性検査器材による指導について は、高齢者講習指導員1人で5人まで担 当できるものとする。
- ウ 実車による指導については、高齢者講 習指導員1人で5人まで担当できるもの とする。

③ 講習の重点等

- ア 講習は、普通自動車及び運転適性検査 器材を用いた検査を行うことにより、加 齢に伴い身体機能に低下が生じているお それがあることについて受講者に体験さ せ、その結果に基づいた指導を行うこと を重点とする。
- イ 講習は、受講者に高齢者講習用教本そ の他講習に必要な資料を配布して行うも のとする。

イ 高齢者講習指導員の配置

<u>1学級に高齢者講習指導員1人を配置</u> する。

また、運転適性検査器材による指導及 び実車による指導については、1グルー プにつき高齢者講習指導員1人が担当す ることとする。

なお、双方向型講義については、高齢 者講習指導員1人で6人まで担当できる ものとする。

(講習の通知等)

第8条 法<u>第101条の4第3項</u>に規定する講習の 対象者に対する通知は、当該対象者の運転免 許の有効期間が満了する日の<u>190日前に</u>高齢者 講習通知書を発送して行うものとする。

2 (略)

(講習実施計画の報告)

第13条 講習受託機関は、<u>翌月の講習実施計画</u> <u>を毎月15日までに</u>公安委員会に報告するもの とする。 (講習の通知等)

第8条 法<u>第101条の4第5項</u>に規定する講習の 対象者に対する通知は、当該対象者の運転免 許の有効期間が満了する日の<u>190日前を目途に</u> 高齢者講習通知書を発送して行うものとす る。

2 (略)

(講習実施計画の報告)

第13条 講習受託機関は、<u>講習の委託を受けた</u>後、速やかに当該委託の期間内における講習 実施計画を公安委員会に報告するものとする。

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。 様式第1号及び様式第2号を次のように改める。

				講	習	指	導	員	承	認	申	請			月		日
静區	可県?	公安	委員:	会	殿								(講	平 百 文	克託機	後関 夕	名)
次の	次の者を高齢者講習指導員に承認されたく申請します。 																
住		所															
ふ り 氏	が	な名															
生 年	月	日				年		月			日生	. (歳)			
			免	許証	E番号	-	f	免許の	の種類	須	免	許年	F 月	目	免	許の	条件
所持す	これ	; 針															
17117 9	<i>IJ</i> ⊅1	2 p l															
資		格															
備		考															

(注) 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

講習指導員承認書

氏名

年 月 日付けで申請のあった上記の者を高齢者講習指導員 として承認する。

年 月 日

静岡県公安委員会 回

(注) 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

附則

この規程は、令和4年5月13日から施行する。